新年初刊の時事新報

明年一月一日の時事新報は**三十二面以上の大新聞**を發行し且つ當日添へて頒布する**新年附錄**は海戰畫帖の筆者たる若林海軍大尉の國家油畫師中に錄々の傑作ある淺井忠氏の擬毫に成れる**帝國軍艦富士、八嶋**の圖にして潑々たる海上二艦の高く日章旗を檣頭に揭げ舳艫相銜んで進行する處、威風凜然海國人士の理想を表現して遺憾なし圖面は縱一尺五寸横二尺十餘度摺りの精巧美麗なる着色石版畫なり而して**月極めの購讀者**よはこれを**無料進呈**し當日**限り購讀**の需に對しては**本紙附錄合せて金十錢**申受く

時事新報の市内配達

時事新報は過般世界最良の完成印刷大器械を据付けし以來その配達最も迅速にして市内最も遠き處も當日未明中に配達を了らざるは無之候然るに毎日發行の時事新報は十二面乃至十六面の大新聞なるを以て普通の新聞受函にては十分、中に落付かず外より引出し易きために近來往々紛失するみと有之讀者の不便本社の遺憾此上もなき次第にて特に明年初刷の時事新報の如きは三十二面以上の大新聞の外に一大附錄をも添ふるみとなれば時事新報愛讀者は平素より其配達受函を完全にし紛失の虞れなき樣十分御注意相成度候

社說

新聞紙條例改正案

今回政府より提出したる新聞紙條例中の改正案を見るに僅々數箇條の改正に過ぎざれども實際は現行條例に比して大に面目を改めたるものあり即ち從來は治安妨害と認めたる新聞紙は政府に於て發行の禁停止を命じたるものを止めて政治上には全く自由開放の主義を執るみとし爲し外交軍事に關するの記事又皇室の尊嚴を冒瀆する云々の論說及び社會の秩序又は風俗を壞亂するの事項に就ては依然禁停の制裁を存すれども其手續に至りては之を告發すると同時に當局者は假りに一週以内の期間に於て發行を停止するみとを得るのみにして其處分は裁判官の判決に一任するものなれば恰も民事の訴訟中に財產の假差押を爲すと同樣にして自から止むを得ざるの處分として認む可きが如し要するに世間にて議論の喧しかりし禁停止を全廢したるものとは見る可らずと雖も大體に於ては著しき進步と云はざるを得ず仰も現行法に於て治安妨害の爲めの禁停止は全く政治上の目的に出でたるものにして制定の當時に在りては蹴も角も今の進步の社會に其必要を見ざるは勿論なり或は其處分にして正當に行はれんには責めては制裁を存するの甲斐もあれども從來の有樣を見るに禁停止の權は素より中央政府の當局者に存す可き筈にてありながら地方なぜに至りては長官輩の意見に由り勝手に[illegible]具申し[illegible]動もすれば其權を濫用するなどの[illegible]に非ず言[illegible]吏[illegible]左[illegible]して[illegible]政治[illegible]放の主義にして[illegible]制[illegible]見ず此點に於ては恰も今廳の目的を逸したるものにして我輩の滿足する所なり或は皇室外交軍事の事項に關して依然制裁を存するは所謂全廟論者の遺憾とする所ならんなれども皇室の事は勿論いふまでもなく外交軍事の機密の如き國民たるもの〻苟も言ふ可き所に非ざれば之を存するも別に差支はある可らず或は既に言はざるものなれば制裁を置くの必要なしと云はんなれども法律は萬一の場合を防ぐものにして例へば刑法に不敬罪云々の條項の如き日本國中を見渡したる所にて苟も亂心狂氣の輩に非ざる限りは誰れ一人として之に約るゝものはある可らず即ち無用に似たれども其無用の條項を存したればとて之に對して不平はなき筈なり外交軍事は皇室の事と同樣に見る可らずと雖も國事の最も大切なるものとわれば其制裁を存するは寧ろ適當の處置として見る可し或は又その制裁を存するとしても專ら司法處分に付せずして當局者に一週間以内の假停止權を與へたるは如何との說もあらんなれども司法處分は自から手續の順序を要するものにして若しも萬一一髮瞬間の機を爭ふの場合には迅速の手段に非ざれば其急に應ずるみと能はざる可し行政上に假處分の止むを得ざる所以なる可し又改正案に風俗壞亂の外に更らに社會の秩序云々の文字を加へたるは蓋し彼の一個人の私事を摘發し又は無根の說を構造し新聞紙を利して金錢を貪る如き場合に應用するの考案に出でたるものならんか果して然らば我輩の大に贊成する所にして此一事に就ては恐らくは世間にも反對の異論なきみとならん但し是種の輩は單に金錢を目的とするものなれば禁停止の處分よりも大に罰金を課して之を懲戒するみを適當の處置なる可し改正案に其金額を三百圓以下としたるは我輩の寧ろ輕きを認むる所なり思ふに世間の論者が禁停止の全廢を主張したるは專ら政治上の自由を目的としたるものにて皇室外交軍事の事に就ては制裁の必要なきを認めたれども其必要なしとは即ち之を犯すものなしとの意味に外ならざるみとならん既に之を犯すものなしとすれば其制裁を存するも格別の不都合なき次第にして今回の改正案は實際に論者の目的を達したるものと云はざるを得ず或は其細目に至りては尙ほ改正を要するもの自から多々にして政府案の如き決して完全のものと認むる能はざるは勿論なれども其大體に至りては著しき進步を見たるものとして我輩の同意を表する所なり聞く所に據れば今の議員の中には改正案を以て全廢の目的に反するものと爲し之を排斥して更らに自家の改正案を出す可しと云ふ果して目的を達すれば夫れにても差支なけれども議會の模子を見るに其案は假令ひ兩院の同意を得るも貴院の通過は先づ以て覺束なかる可し從來の次第に徵しても知る可き所にして斯る成行を見るときは政府の改正案も議員の改正案も共倒れと爲りて執行の條例を其儘に存せざる可らず取りも直さず蚊蝱取らずの結果に終る可きのみなれば議員の輩にして今回の改正案を以て[illegible]歩したるものと認めたらば之に贊成して[illegible]なれども若しも然らず政府の案は吾々の企望する所論を實にする順序なれ敢て[illegible]れども若しも然らず政府の案は吾々の企望を[illegible]のに非ず吾々の主義に合はざるものなりとて之に反對し實際には不成立と知りながら自家の[illegible]政治[illegible]は[illegible]放の主義にして[illegible]制[illegible]見ず此點に於ては恰も今廳の目的を逸したるもの

空案を提出して空論を闘はすが如きみともあらんには其目的は言論の自由に非ず單に其名目を種として喧嘩を事とするものなりと認めらるゝも辯解の辭はなかる可し言論社會に不親切の擧動として我輩の取らざる所なり

○各省院廳の御用納め　昨日は各省院廳とも御用納に付き緊急にして即日大臣の決裁を要するもの〻外、普通の事務は一切取扱はず個れも攝當書類を整理したる上、局課長は大臣次官に、判任官は總代一名を出して大臣次官、又は院廳長官に、其他は直屬の局長に夫れ〻歲暮の祝詞を述べ御用なきものは正午頃より隨意に退散せり

○海軍短艇競爭費　過日隅田川にて催はしたる海軍短艇競爭會の費用は一寸紙上にも記したる如く陛下よりの恩賜金、各皇族の寄附金を始めとして內部一般の將校が其俸給の內より幾分づつ醵集したるものにて海軍省の經費中よりは一錢も支出するを得ざるが故に今後毎年の催はしは或は覺束なかる可しと云へり

○獨逸、露の勢力を嫉む　過日伊太利とアビシニアとの間に結びたる平和條約の事に付き露は周旋の勞を取り伊に面目を與へし以來その勢力頓に增加したる同國の人望を敬攘せるを見て獨逸は甚だ之を喜ばず伊國が其同盟國を去り他國と交を厚うするは平素の情誼に戾る所行なりと非難の聲斷く盛ならんとする由

○キューバ反徒の敗績、キューバ遠征軍の司令長官ウェラー將軍は自から兵を督して烈しく反徒を攻擊し大に之を敗ったりと云ふ

○豐太閤榮華物語

放牛舍　桃林廼社員　速記

【第六回】

秀吉が爲と慇懃なる再度の使者に流石の嘉平治も今は嫌ともいはれず「折角の御名早速罷出づるでござらう」との返答、使者が歸つて此趣を秀吉公へ言上致す間もなく嘉平治は役人の案內に依つて[illegible]れ樣側に平伏なして控へけり、身には幅丈短かなる服を武骨に穿ひ麻上下を付け頭は老松の雪の戴きたる如く額には幾筋の波を湛へたり、なれども屢は少しも屈まず體格壯健にして青年の者も及ばぬ程なり下野、遠州秋葉の住人嘉平治罷出でまして「ござる」と目上なし「オーと云ふ一聲と諸共に前なる御簾を撥上げまするに正面には束帶なせる秀吉公欣然として着座まし〻〻左右には淺野前田の兩人控へ其他すらりと揃ひたる名將勇士は五月蠅なす神達が靑野原に降臨まし〻〻たる如く各々居並んで居りまする「秀」「嘉平治久振でありたなら」「此時嘉平治心の中に謂へらく「アノ強冠者め俺を一杯喰はせやがた元の家來の心得にて對面すると申込んで置きながら此態は何ぞ無禮千萬なる奴もあれば有るものだ奇妙の事よ」と面を赧めて控へて居るうちに何と思召しけん秀吉ヤオラ高坐より下りてれ樣側迄進ませられ謂「[illegible]給はず嘉平治の手を把つて秀「老[illegible]柳も[illegible]らず[illegible]蝶たるかなと[illegible]昔汝の方[illegible]戰[illegible]時嘉平治は[illegible]

[illegible]爲めなり然るに[illegible]藤日向守を討取[illegible]の身と侮つて一[illegible]沙汰もなし元來[illegible]如し我れ之に[illegible]つて汝が家を[illegible]りしも奈何せん[illegible]汝の家に止ろ[illegible]州に到り鎧を脫[illegible]嘉平治殿屹度慶[illegible]秀「是れぞ天の[illegible]ばやと存じ道[illegible]て謠闘を遂[illegible]

[illegible]其圖に當つて今[illegible]汝より托されたる[illegible]が汝に負ふ所の[illegible]戰場へ出でて[illegible]得たる軍學兵法[illegible]賜つたる其恩忘[illegible]賜へ誠に汝は[illegible]ん爲め茲に接待[illegible]つて樣側に御手[illegible]る時は[illegible]